

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成31年 3 月 4 日提出

【発行者名】

アストマックス投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役 本多 弘明

【本店の所在の場所】

東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号

【事務連絡者氏名】

川田 純司

連絡場所 東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号

【電話番号】

03-6450-4716

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】

L O S A 長期保有型国際分散インデックスファンド

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券の金額】

10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＬＯＳＡ長期保有型国際分散インデックスファンド

以下、「当ファンド」という場合があります。また、愛称として「ＬＯＳＡ 投資の王道」という名称を使用することがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、１万口当たり１万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、１万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも掲載されます。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前９時～午後５時

ホームページ [<http://www.astmaxam.com>]

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

（ 7 ）【申込期間】

2019年3月5日から2020年3月4日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（ 8 ）【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（ 9 ）【払込期日】

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 12 ）【その他】

申込み証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（日本含む）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「内外」とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））」とは、目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式、債券、不動産投信に主として投資する旨の記載があるものをいいます。資産配分固定型とは、目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「グローバル（日本含む）」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
 - ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。
- 当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

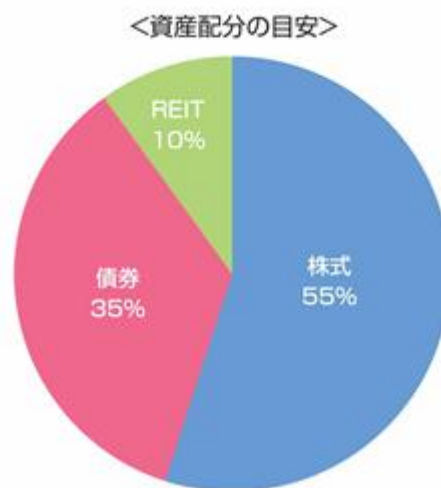
ファンドの特色

a．世界各国の様々な資産に分散投資を行ないます。

主として、米国のバンガードが設定するインデックス型の投資信託証券に投資を行ない、実質的に世界各国の様々な資産（以下、「実質的な投資対象資産」という場合があります。）に分散投資を行ないます。

インデックス型の投資信託証券とは、各種指数に連動する運用成果を目指す投資信託証券をいい、当ファンドにおいては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、実質的な投資対象資産の期待収益率等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

実質的な投資対象資産は、日本株式、米国株式、欧州株式、アジア太平洋地域（日本を除く）の株式、新興国株式、日本債券、米国債券、米国短期インフレ連動国債、欧州（ユーロ圏）債券、新興国債券、米国の不動産投資信託証券（REIT（不動産関連企業の株式を含む））、世界（米国を除く）のREIT（不動産関連企業の株式を含む）とします。資産配分は、信託財産の純資産総額に対し株式55%、債券35%、REIT 10%を目安とします。



資産配分の目安は今後変更となる場合があります。

実質的な投資対象資産の期待収益率やリスク水準、投資環境等を勘案した上で投資信託証券の選定及び組入比率の決定を行ないます。

b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

上記は平成30年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組みについては、（３）「ファンドの仕組み」をご参照ください。

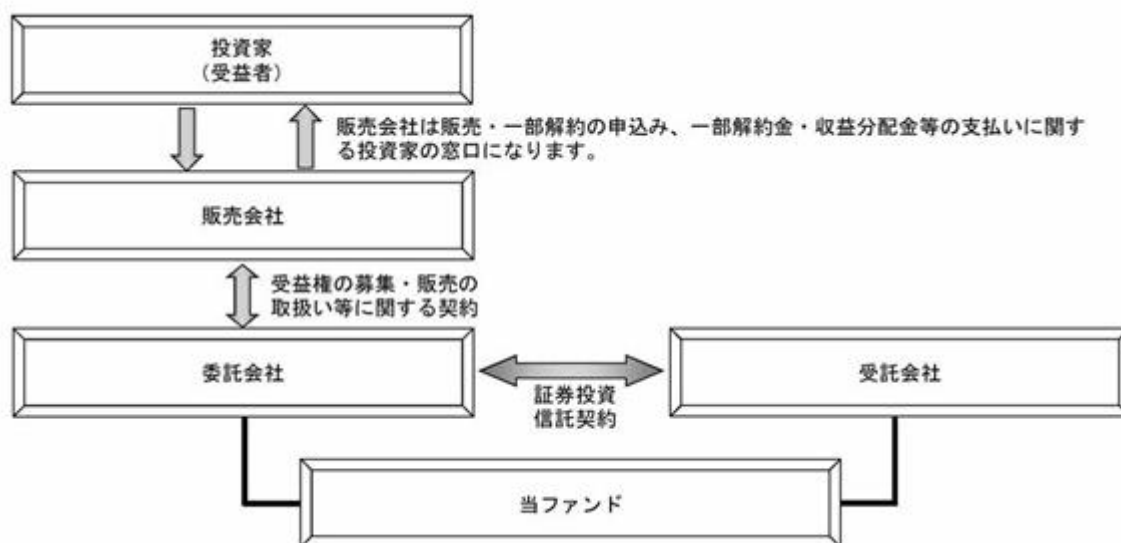
当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成27年12月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社：アストマックス投信投資顧問株式会社

信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社：

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

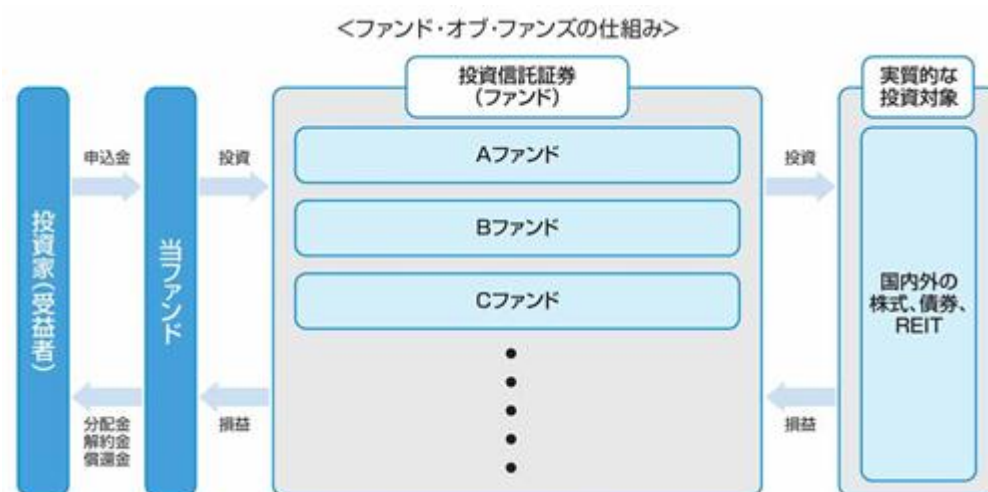
委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とする投資信託をいいます。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、REITに投資を行ないます。



委託会社等の概況（平成30年12月末日現在）

a．資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b．委託会社の沿革

平成16年 5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年 8月 4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年 1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年 5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から
「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年 4月 1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITC
インベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年 4月 1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会
社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

c．大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	47,372株	66.6%
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	23,757株	33.4%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資対象

主として、投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいいます。）に投資を行ないます。

投資態度

- ・主として、インデックス型の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界各国の様々な資産（以下、「実質的な投資対象資産」という場合があります。）に分散投資を行ないます。
インデックス型の投資信託証券とは、各種指数に連動する運用成果を目指す投資信託証券をいい、この投資信託においては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、実質的な投資対象資産の期待収益率等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。
- ・実質的な投資対象資産の期待収益率やリスク水準、投資環境等を勘案した上で投資信託証券の選定及び組入比率の決定を行ないます。
- ・投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「投資態度」の投資対象として定める投資信託証券は、以下の通りです。

バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド

バンガード・500インデックスファンド

バンガード・ヨーロッパンストック・インデックスファンド

バンガード・パシフィック（日本を除く）ストック・インデックスファンド

バンガード・エマージングマーケットズストック・インデックスファンド

バンガード・ジャパンガバメントボンド・インデックスファンド

バンガード・トータルボンドマーケット・インデックスファンド

バンガード・ショートタームインフレーションプロテクテッドセキュリティーズ・インデックスファンド

バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド

バンガード・エマージングマーケットズガバメントボンド・ETF

バンガード・リアルエステイト・ETF

バンガード・リアルエステイト（米国を除く）・ETF

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形(金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。)
 - ハ．金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は、以下の通りです。

各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

また、同一銘柄の投資信託証券（一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しない投資信託証券は除きます。）について、信託財産の純資産総額の10%を超えて投資する場合があります。

名称	バンガード・ジャパニーストック・インデックスファンド (Vanguard Japan Stock Index Fund)
発行国	アイルランド
運用の基本方針	わが国の企業の株式への投資を通じて、MSCI ジャパンインデックス (The MSCI Japan Index) に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	わが国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.3%程度
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービスズ (アイルランド) リミテッド

名称	バンガード・500インデックスファンド (Vanguard 500 Index Fund)
発行国	米国
運用の基本方針	米国の企業の株式への投資を通じて、S & P 500インデックス (Standard & Poor 's 500 Index) に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.04%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

名称	バンガード・ヨーロピアンストック・インデックスファンド (Vanguard European Stock Index Fund)
発行国	米国
運用の基本方針	欧州の企業の株式への投資を通じて、FTSE ヨーロッパ先進国インデックス (FTSE Developed Europe Index) に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	欧州の企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.1%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

名称	バンガード・パシフィック（日本を除く）ストック・インデックスファンド（Vanguard Pacific Ex-Japan Stock Index Fund）
発行国	アイルランド
運用の基本方針	アジア太平洋地域（日本を除く）の企業の株式への投資を通じて、MSCIパシフィック（日本を除く）インデックス（The MSCI Pacific ex-Japan Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	アジア太平洋地域（日本を除く）の企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.3%程度
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

名称	バンガード・エマージングマーケットズストック・インデックスファンド（Vanguard Emerging Markets Stock Index Fund）
発行国	米国
運用の基本方針	新興国の企業の株式への投資を通じて、FTSEエマージングインデックス（FTSE Emerging Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	新興国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.14%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	J.P.モルガン・チェース銀行

名称	バンガード・ジャパングバメントボンド・インデックスファンド（Vanguard Japan Government Bond Index Fund）
発行国	アイルランド
運用の基本方針	日本の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・パークレイズ・ジャパングバメント・フロートアジャステッドボンドインデックス（The Bloomberg Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	日本の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.25%程度
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

名称	バンガード・トータルボンドマーケット・インデックスファンド（Vanguard Total Bond Market Index Fund）
発行国	米国
運用の基本方針	米国の国債、社債、資産担保証券等への投資を通じて、ブルームバーグ・バークレイズ・U.S.アグリゲイト・フロートアジャステッドインデックス（Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Float Adjusted Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国の国債、社債、資産担保証券等を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.05%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	J.P.モルガン・チェース銀行

名称	バンガード・ショートタームインフレーションプロテクテッドセキュリティーズ・インデックスファンド（Vanguard Short-Term Inflation-Protected Securities Index Fund）
発行国	米国
運用の基本方針	残存期間が5年未満の米国のインフレ連動国債への投資を通じて、ブルームバーグ・バークレイズ・U.S.トレジャリーインフレーションプロテクテッドセキュリティーズ・0-5年インデックス（Bloomberg Barclays U.S. Treasury Inflation-Protected Securities(TIPS) 0-5 Year Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	残存期間が5年未満の米国のインフレ連動国債を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.06%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	J.P.モルガン・チェース銀行

名称	バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド（Vanguard Euro Government Bond Index Fund）
発行国	アイルランド
運用の基本方針	欧州（ユーロ圏）の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロガバメント・フロートアジャステッドボンドインデックス（The Bloomberg Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	欧州（ユーロ圏）の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.25%程度
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

名称	バンガード・エマージングマーケットツガバメントボンド・E T F（Vanguard Emerging Markets Government Bond ETF）
発行国	米国
運用の基本方針	新興国の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーク・バークレイズ・米ドル建てエマージングマーケットツガバメント・RICキャップドインデックス（Bloomberg Barclays USD Emerging Markets Government RIC Capped Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	新興国の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.32%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

名称	バンガード・リアルエステイト・E T F（Vanguard Real Estate ETF）
発行国	米国
運用の基本方針	米国のR E I T及び不動産関連企業の株式への投資を通じて、M S C I U Sインベスタブルマーケット・リアルエステイト25/50インデックス（MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国のR E I T及び不動産関連企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.12%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	J . P .モルガン・チェース銀行

名称	バンガード・リアルエステイト（米国を除く）・ETF（Vanguard Global ex-U.S. Real Estate ETF）
発行国	米国
運用の基本方針	世界（米国を除く）のR E I T及び不動産関連企業の株式への投資を通じて、S & P グローバル（米国を除く）プロパティインデックス（S&P Global ex-U.S. Property Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	世界（米国を除く）のR E I T及び不動産関連企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.14%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

バンガードについて

創業	1975年
本社所在地	米国ペンシルバニア州パレーフォージ
運用資産額	5.3兆米ドル
ファンド数	411本（グローバル）
従業員数	16,600人以上（グローバル）

2018年9月末日現在

バンガードのデータ・情報を基にアストマックス投信投資顧問株式会社が作成

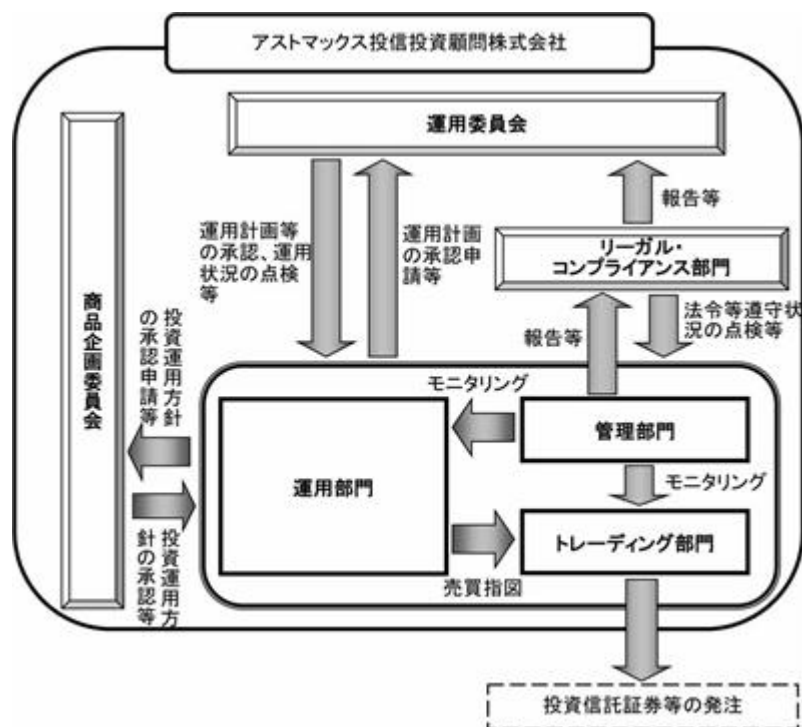
（３）【運用体制】

委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。運用部門は、常時ポートフォリオ運用のための投資環境分析を行なっています。

トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。

リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。

なお、リーガル・コンプライアンス部門は２名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等４～１０名程度で構成されています。



委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

上記は平成30年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

ファンドの決算日

原則として毎年12月5日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合（信託約款）

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用（信託約款）

デリバティブの直接利用は行ないません。

信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

１．同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

２．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないこととし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の借入れの指図および範囲（信託約款）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

２．前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

４．上記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

金利変動（公社債等の価格変動）リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。また、インフレ連動債の価格は、一般に物価上昇時に上昇し、物価下落時に下落する傾向があります。当ファンドが実質的に組入れているインフレ連動債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

R E I Tの変動リスク

R E I Tの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因、R E I Tの財務状況や業績等の影響を受け変動します。当ファンドが実質的に組入れているR E I Tの価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。

為替リスク

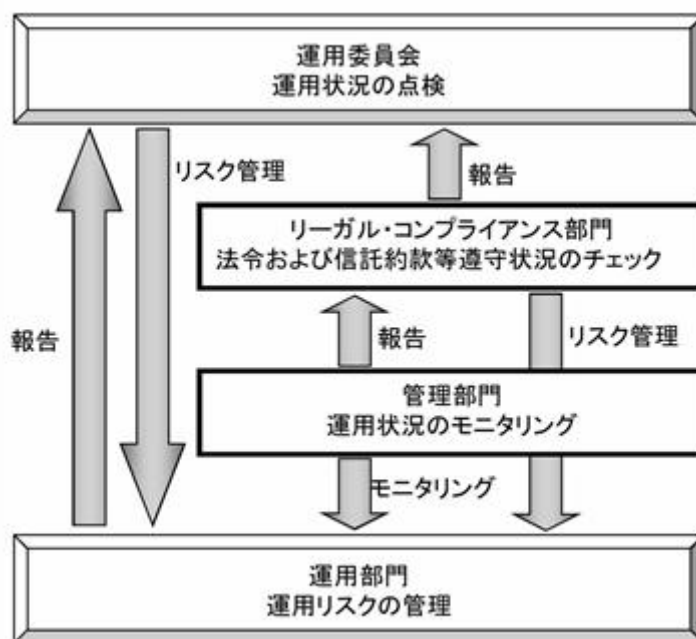
外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当するために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制



信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。

リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。

これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

上記は平成30年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

2. 投資リスク



参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。

* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5238%（税抜年0.485%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次の通りです。

信託報酬の配分 （税抜）	委託会社	年0.13%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.325%

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

上記以外にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても運用管理費用（信託報酬）等がかかります。信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等（概算）を加えた実質的な信託報酬率（概算）は年0.6538%程度（税込）になります。実質的な信託報酬率は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

(イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

(イ) 信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用

(ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ハ) 目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用

(ニ) 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ホ) 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用

(ヘ) この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

(ト) 投資信託財産の監査に係る費用

(チ) この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< ファンドが投資対象とする投資信託証券において負担する費用・手数料等 >

各投資信託証券の投資対象等に応じて、監査に係る費用、法律顧問等に対する報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、事務処理に要する諸費用、資産の保管等に要する費用等を負担する場合があります。

当ファンドの手数料率等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [<http://www.astmaxam.com>]

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、複数支店で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- c．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

- a．個人の受益者に対する課税

1．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

2．一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成30年12月28日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	1,671,153,337	76.53
投資証券	アイルランド	504,149,154	23.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,371,787	0.38
合計（純資産総額）	-	2,183,674,278	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率（％）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・500インデックスファンド	20,489	27,661.15	566,746,727	25,497.81	522,422,231	23.92
2	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・ヨーロッパストック・インデックスファンド	40,213	7,065.69	284,131,300	6,645.57	267,236,917	12.24
3	アイルランド	投資証券	バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド	8,429	26,675.45	224,850,609	26,810.08	225,985,389	10.35
4	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・トータルボンドマーケット・インデックスファンド	193,272	1,146.63	221,611,498	1,154.40	223,113,221	10.22
5	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・ショートタームインフレーションプロテクトドセキュリティーズ・インデックスファンド	83,273	2,682.64	223,391,922	2,660.67	221,562,268	10.15
6	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド	969,219	239.68	232,304,934	219.63	212,868,569	9.75
7	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・エマージングマーケットストック・インデックスファンド	46,859	3,661.30	171,566,383	3,500.94	164,051,962	7.51
8	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・リアルエステイト・ETF	16,010	9,013.20	144,301,332	8,228.43	131,737,164	6.03
9	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・リアルエステイト（米国を除く）・ETF	12,830	6,034.41	77,421,419	5,777.55	74,125,967	3.39
10	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・エマージングマーケットガバメントボンド・ETF	8,110	8,225.23	66,706,606	8,249.52	66,903,607	3.06
11	アイルランド	投資証券	バンガード・パシフィック（日本を除く）ストック・インデックスファンド	5,458	12,630.94	68,936,638	11,963.74	65,295,196	2.99

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	76.53
投資証券	23.09
合計	99.62

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	（平成28年12月5日）	625	625	0.9713	0.9713
第2計算期間末	（平成29年12月5日）	1,386	1,386	1.1144	1.1144
第3計算期間末	（平成30年12月5日）	2,253	2,253	1.0857	1.0857
	平成29年12月末日	1,480	-	1.1330	-
	平成30年1月末日	1,540	-	1.1256	-
	2月末日	1,557	-	1.0818	-
	3月末日	1,596	-	1.0581	-
	4月末日	1,719	-	1.0899	-
	5月末日	1,769	-	1.0814	-
	6月末日	1,856	-	1.0885	-
	7月末日	1,981	-	1.1154	-
	8月末日	2,067	-	1.1200	-
	9月末日	2,193	-	1.1430	-
	10月末日	2,139	-	1.0740	-
	11月末日	2,273	-	1.0960	-
	12月末日	2,183	-	1.0244	-

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	2.9
第2期	14.7
第3期	2.6

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期	668,486,273	24,665,023	643,821,250
第2期	648,851,860	48,613,866	1,244,059,244
第3期	900,927,481	69,323,789	2,075,662,936

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3. 運用実績

データは2018年12月末日現在



基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
第1期(2016年12月5日)	0円
第2期(2017年12月5日)	0円
第3期(2018年12月5日)	0円
第4期(2019年12月5日)	—
第5期(2020年12月7日)	—
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	10,244円
純資産総額	2,183百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	76.5
投資証券	23.1
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0.4
合計（純資産総額）	100.0

◆組入銘柄の状況

	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	バンガード500インデックスファンド	アメリカ	23.9
2	バンガードヨーロッパストックインデックスファンド	アメリカ	12.2
3	バンガードユーロガバメントボンドインデックスファンド	アイルランド	10.3
4	バンガードトータルボンドマーケットインデックスファンド	アメリカ	10.2
5	バンガードショートタームインフレーションプロテクトドセキュリティーズインデックスファンド	アメリカ	10.1
6	バンガードジャパンストックインデックスファンド	アイルランド	9.7
7	バンガードエマージングマーケットズストックインデックスファンド	アメリカ	7.5
8	バンガードリアルエステイトETF	アメリカ	6.0
9	バンガードリアルエステイト(米国を除く)ETF	アメリカ	3.4
10	バンガードエマージングマーケットズガバメントボンドETF	アメリカ	3.1

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2015年は設定日(2015年12月28日)から年末までの騰落率、2018年は2018年12月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

- (4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、アイルランドの銀行、アイリッシュ証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

- (6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時

ホームページ [<http://www.astmaxam.com>]

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、アイルランドの銀行、アイリッシュ証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは 1 万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「１ 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

投資信託証券の評価は、原則として基準価額計算時に知り得る直近の日（親投資信託は、原則として基準価額計算日）の基準価額で評価します。海外の取引所に上場されている投資信託証券については、原則として当該取引所における基準価額計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月6日から翌年12月5日までとします。

上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から平成28年12月5日までとします。

（５）【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
5. 上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2.から4.までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「 信託約

款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間に
いて存続します。

- 8．受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2．委託会社は、上記1．の事項（上記1．の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3．上記2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4．上記2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6．上記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7．上記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- 8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1．から7．までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記に規定する信託契約の解約または上記に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.astmaxam.com>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <http://www.astmaxam.com/notification/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a．「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b．「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して 5 営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して 1 口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要（5）」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

LOSA長期保有型国際分散インデックスファンド

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（自平成29年12月6日 至平成30年12月5日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【L O S A 長期保有型国際分散インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 2 期 (平成29年12月 5 日現在)	第 3 期 (平成30年12月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	64,292	16,307
コール・ローン	16,375,528	16,723,980
投資信託受益証券	1,058,426,965	1,729,587,053
投資証券	315,354,182	515,401,558
未収配当金	133,772	231,595
流動資産合計	1,390,354,739	2,261,960,493
資産合計	1,390,354,739	2,261,960,493
負債の部		
流動負債		
未払解約金	278,458	2,330,236
未払受託者報酬	185,651	332,984
未払委託者報酬	2,815,479	5,050,274
未払利息	25	28
その他未払費用	698,544	797,850
流動負債合計	3,978,157	8,511,372
負債合計	3,978,157	8,511,372
純資産の部		
元本等		
元本	1,244,059,244	2,075,662,936
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	142,317,338	177,786,185
元本等合計	1,386,376,582	2,253,449,121
純資産合計	1,386,376,582	2,253,449,121
負債純資産合計	1,390,354,739	2,261,960,493

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 2 期 (自 平成28年12月 6 日 至 平成29年12月 5 日)	第 3 期 (自 平成29年12月 6 日 至 平成30年12月 5 日)
営業収益		
受取配当金	15,631,421	37,000,591
受取利息	4,476	7,441
有価証券売買等損益	118,257,506	84,339,738
為替差損益	5,155,485	11,719,331
営業収益合計	139,048,888	35,612,375
営業費用		
支払利息	6,091	8,569
受託者報酬	311,489	588,864
委託者報酬	4,724,014	8,930,996
その他費用	2,441,268	2,749,593
営業費用合計	7,482,862	12,278,022
営業利益又は営業損失（ ）	131,566,026	47,890,397
経常利益又は経常損失（ ）	131,566,026	47,890,397
当期純利益又は当期純損失（ ）	131,566,026	47,890,397
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,882,653	489,719
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,508,333	142,317,338
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,142,298	90,526,093
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	920,812	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,221,486	90,526,093
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,656,568
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,656,568
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,317,338	177,786,185

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものは、原則として当該取引所における計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。金融商品取引所等に上場されていないものについては、運用会社等が公表する基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を、投資信託受益証券の分配落ち日において当該収益分配金を計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （３）為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 （平成29年12月5日現在）	第3期 （平成30年12月5日現在）
１．当該計算期間末日における受益権の総数	1,244,059,244口	2,075,662,936口
２．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
３．１口当たり純資産額 （10,000口当たり純資産額）	1.1144円 （11,144円）	1.0857円 （10,857円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期 （自 平成28年12月6日 至 平成29年12月5日）	第3期 （自 平成29年12月6日 至 平成30年12月5日）
1．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,580,339円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（115,103,034円）、収益調整金（27,450,248円）、及び分配準備積立金（21,636,310円）より、分配対象収益は178,769,931円（10,000口当たり1,436.97円）であります。が、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,149,181円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（161,439,601円）、及び分配準備積立金（145,253,487円）より、分配対象収益は330,842,269円（10,000口当たり1,593.89円）であります。が、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしておりません。
2．剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」はそれぞれ欠損金増加額との純額を表示しております。	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 （自 平成28年12月6日 至 平成29年12月5日）	第3期 （自 平成29年12月6日 至 平成30年12月5日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券及び投資証券であります。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券及び投資証券であります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	これらの金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払を目的として為替予約取引を行っております。当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。	これらの金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払を目的として為替予約取引を行っております。当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。
--------------------------	--	--

・金融商品の時価等に関する事項

第2期 (平成29年12月5日現在)	第3期 (平成30年12月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券及び投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券及び投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (平成29年12月5日現在)	第3期 (平成30年12月5日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	91,697,542	70,547,148
投資証券	26,501,339	13,792,591
合計	118,198,881	84,339,739

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

第2期 （自 平成28年12月6日 至 平成29年12月5日）		第3期 （自 平成29年12月6日 至 平成30年12月5日）	
期首元本額	643,821,250円	期首元本額	1,244,059,244円
期中追加設定元本額	648,851,860円	期中追加設定元本額	900,927,481円
期中一部解約元本額	48,613,866円	期中一部解約元本額	69,323,789円

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	Vanguard 500 Index Fund-Admiral Shares	19,187.239	4,801,222.81	
		Vanguard Emerging Markets Stock Index Fund – Admiral Shares	46,013.790	1,518,915.20	
		Vanguard Emerging Markets Government Bond ETF	7,910.000	586,131.00	
		Vanguard European Stock Index Fund – Admiral Shares	38,406.540	2,449,185.05	
		Vanguard Global ex-U.S. Real Estate ETF	12,630.000	686,566.80	
		Vanguard Real Estate ETF	16,010.000	1,300,012.00	
		Vanguard Short-Term Inflation-Protected Securities Index Fund-Admiral Shares	82,077.733	1,983,818.80	
		Vanguard Total Bond Market Index Fund-Admiral Shares	193,272.022	1,996,499.98	
		米ドル 小計	415,507.324	15,322,351.64 (1,729,587,053)	
投資信託受益証券合計			-	1,729,587,053 (1,729,587,053)	
投資証券	日本円	Vanguard Japan Stock Index Fund- Investor Shares in JPY	9,347.120	224,304,934	
	日本円 小計		9,347.120	224,304,934	
	米ドル	Vanguard Pacific Ex-Japan Stock Index Fund – Investor Shares in USD	5,310.230	605,050.79	
	米ドル 小計		5,310.230	605,050.79 (68,298,133)	
	ユーロ	Vanguard Euro Government Bond Index Fund –Investor Shares in EUR	8,286.160	1,740,477.24	
	ユーロ 小計		8,286.160	1,740,477.24 (222,798,491)	
投資証券合計			-	515,401,558 (291,096,624)	
合計			-	2,244,988,611 (2,020,683,677)	

（注）有価証券明細表注記

- １．通貨毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- ２．合計金額欄の記載は邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- ３．通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率（注１）	組入投資証券時価比率（注２）	有価証券の合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 8銘柄	76.8%	-	80.0%
	投資証券 1銘柄	-	3.0%	
ユーロ	投資証券 1銘柄	-	9.9%	9.9%

（注１）組入投資信託受益証券時価比率は、通貨毎の組入投資信託受益証券の純資産に対する比率であります。

（注２）組入投資証券時価比率は、通貨毎の組入投資証券の純資産に対する比率であります。

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４．不動産等明細表

該当事項はありません。

第５．商品明細表

該当事項はありません。

第６．商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７．再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第８．公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第９．その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10．借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年12月28日現在

資産総額	2,184,555,384 円
負債総額	881,106 円
純資産総額（ - ）	2,183,674,278 円
発行済数量	2,131,731,168 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0244 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

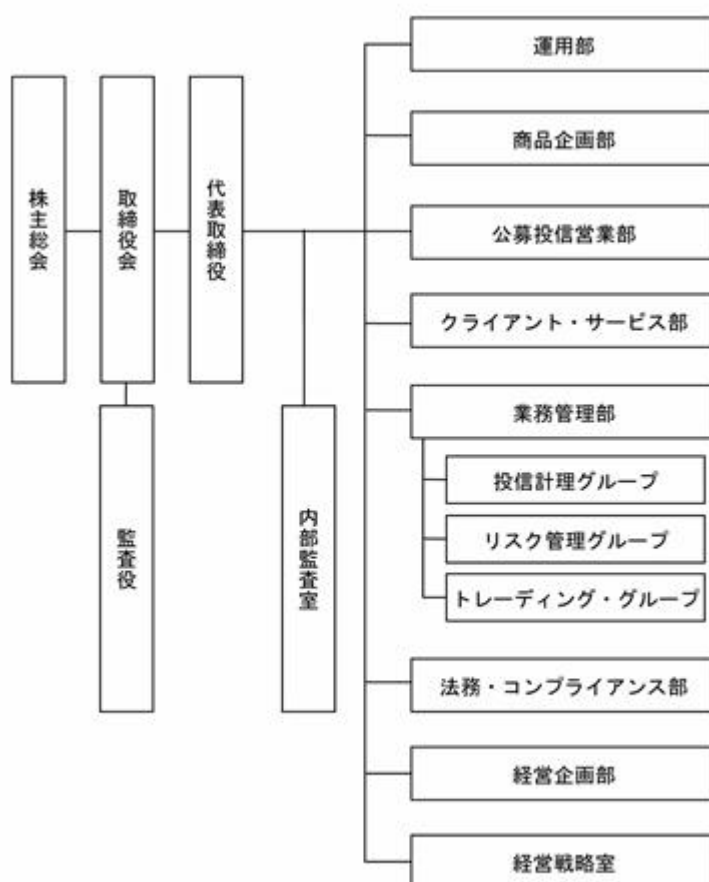
平成30年12月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近 5 年間における資本金の増減は以下の通りです。

平成27年 3 月10日 資本金 95百万円に減資

(2) 会社の機構

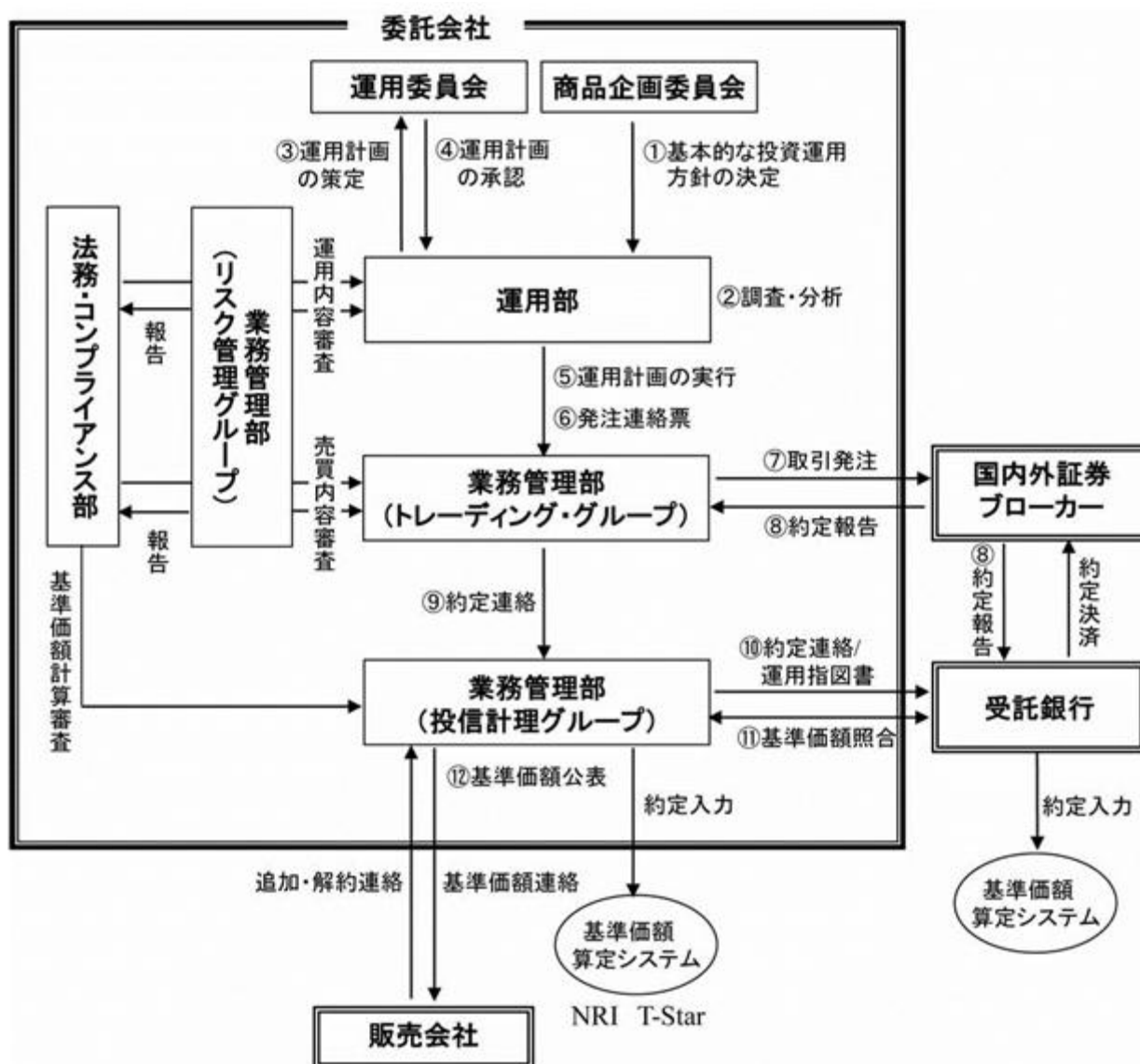
a . 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成30年12月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	60	340,055
単位型株式投資信託	24	73,937
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	4	5,374
合計	88	419,367

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）に係る中間会計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	前事業年度 （平成29年３月31日現在）		当事業年度 （平成30年３月31日現在）	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
（資産の部）				
流動資産				
1 現金・預金		764,327		664,418
2 前払費用		11,043		8,317
3 関係会社未収入金		422		-
4 関係会社未収収益		4,738		-
5 未収委託者報酬		311,864		349,684
6 未収運用受託報酬		12,497		11,763
7 金銭の信託		1,000		1,000
8 繰延税金資産		56,754		12,132
9 その他		13,608		33,564
流動資産合計		1,176,257		1,080,881
固定資産				
1 有形固定資産		11,663		10,615
(1) 建物	*1	4,026		3,490
(2) 器具備品	*1	7,637		7,124
2 無形固定資産		2,089		6,393
(1) ソフトウェア		2,089		6,393
3 投資その他の資産		144,380		43,198
(1) 投資有価証券		140,729		40,502
(2) 出資金		173		173
(3) その他		3,477		2,523
固定資産合計		158,133		60,207
資産合計		1,334,390		1,141,088
（負債の部）				
流動負債				
1 預り金		17,704		16,671
2 未払金		97,919		120,112
(1) 未払手数料		88,501		104,935
(2) その他未払金		9,418		15,176
3 関係会社未払金		4,093		4,225
4 未払費用		94,873		127,777
5 未払法人税等		950		24,948
6 未払消費税等		26,964		-
7 賞与引当金		33,091		31,199
8 前受金		-		17,946
流動負債合計		275,596		342,881
固定負債				
1 繰延税金負債		421		514
2 その他		4,090		4,090
固定負債合計		4,511		4,604
負債合計		280,108		347,486
（純資産の部）				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		253,212		253,212
(2) その他資本剰余金		57,136		57,136
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		648,144		387,281
利益剰余金計		648,144		387,281
株主資本合計		1,053,492		792,629
評価・換算差額等				
(1) その他有価証券評価差額金		789		972

評価・換算差額等合計		789		972
純 資 産 合 計		1,054,282		793,602
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,334,390		1,141,088

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		1,841,126		1,928,776
2 運用受託報酬		122,119		75,536
3 その他営業収益		13,771		6,516
営業収益計		1,977,017		2,010,828
営業費用				
1 支払手数料		533,037		467,663
2 広告宣伝費		11,324		54,409
3 調査費		282,143		532,853
(1) 調査費	25,495		26,702	
(2) 委託調査費	256,648		506,151	
4 委託計算費		78,790		81,989
5 振替投信費		6,468		6,332
6 営業雑経費		15,558		14,179
(1) 通信費	3,311		5,130	
(2) 印刷費	6,869		4,842	
(3) 諸会費	3,214		3,187	
(4) その他	2,163		1,018	
営業費用計		927,323		1,157,427
一般管理費				
1 給与		343,745		366,184
(1) 役員報酬	67,153		62,887	
(2) 給与・手当	242,348		265,765	
(3) 賞与引当金繰入額	33,091		31,199	
(4) その他報酬給料	1,152		6,331	
2 事務委託費		166,058		160,390
3 交際費		1,033		858
4 旅費交通費		7,712		10,588
5 租税公課		3,035		1,043
6 不動産賃借料		25,938		25,893
7 退職給付費用		3,915		3,735
8 福利厚生費		45,495		44,065
9 固定資産減価償却費		1,958		4,832
10 諸経費		16,252		13,977
一般管理費計		615,146		631,569
営業利益		434,547		221,831
営業外収益				
1 受取配当金		249		293
2 為替差益		-		11
3 投資有価証券償還益		1,342		-
4 業務受託収入		1,111		555
5 その他		292		225
営業外収益計		2,996		1,085
営業外費用				
1 為替差損		16		-
2 投資有価証券償還損		-		231
3 その他		-		0
営業外費用計		16		232
経常利益		437,527		222,685
特別損失				
1 固定資産除却損 *1		-		109
2 関係会社清算損 *2		13,564		-
特別損失計		13,564		109
税引前当期純利益		423,962		222,575
法人税等				

1	法人税、住民税及び事業税	950		25,060	
2	法人税等調整額	9,244		44,621	
	法人税等合計		10,194		69,681
	当期純利益		413,768		152,894

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	459,428	459,428
当期変動額						
剰余金の配当					225,052	225,052
当期純利益					413,768	413,768
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	188,716	188,716
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	648,144	648,144

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	864,776	2,631	2,631	867,408
当期変動額				
剰余金の配当	225,052			225,052
当期純利益	413,768			413,768
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,842	1,842	1,842
当期変動額合計	188,716	1,842	1,842	186,873
当期末残高	1,053,492	789	789	1,054,282

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	648,144	648,144
当期変動額						
剰余金の配当					413,757	413,757
当期純利益					152,894	152,894
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	260,863	260,863
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	387,281	387,281

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,053,492	789	789	1,054,282
当期変動額				
剰余金の配当	413,757			413,757
当期純利益	152,894			152,894
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）		183	183	183
当期変動額合計	260,863	183	183	260,679
当期末残高	792,629	972	972	793,602

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品5～20年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第29号平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、21,065千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、23,856千円であります。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
*2関係会社清算損の内訳 関係会社であるマネックス・キャピタル・パートナーズ 株式会社及びASTMAX INVESTMENT LTD.の清算損であります。	*1固定資産除却損の内訳 器具備品 109千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

２．配当金に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	225	3,164	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月23日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 6 月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	413	5,817	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月22日

当事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

２．配当金に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定例株主総会	普通株式	413	5,817	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月22日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定例株主総会	普通株式	利益剰余金	152	2,149	平成30年 3 月31日	平成30年 6 月21日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続きに従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債権である未収運用受託報酬は、商品投資顧問業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続きに従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業等の債務であり、会社で定められた手続きに従い管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）２を参照ください。）

前事業年度（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(１) 現金・預金	764,327	764,327	-
(２) 関係会社未収入金	422	422	-
(３) 未収委託者報酬	311,864	311,864	-
(４) 未収運用受託報酬	12,497	12,497	-
(５) 関係会社未収収益	4,738	4,738	-
(６) 投資有価証券	140,691	140,691	-
資産計	1,234,542	1,234,542	-
(１) 未払手数料	88,501	88,501	-
(２) その他未払金	9,418	9,418	-
(３) 関係会社未払金	4,093	4,093	-
(４) 未払費用	94,873	94,873	-
負債計	196,886	196,886	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(１) 現金・預金、(２) 関係会社未収入金、(３) 未収委託者報酬、(４) 未収運用受託報酬、(５) 関係会社未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(６) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	664,418	664,418	-
(2) 未収委託者報酬	349,684	349,684	-
(3) 未収運用受託報酬	11,763	11,763	-
(4) 投資有価証券	40,467	40,467	-
資産計	1,066,333	1,066,333	-
(1) 未払手数料	104,935	104,935	-
(2) その他未払金	15,176	15,176	-
(3) 関係会社未払金	4,225	4,225	-
(4) 未払費用	127,777	127,777	-
負債計	252,116	252,116	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
匿名組合出資金(注1)	38	34
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
現金・預金	764,327	-	-
関係会社未収入金	422	-	-
未収委託者報酬	311,864	-	-
未収運用受託報酬	12,497	-	-
関係会社未収収益	4,738	-	-

当事業年度（平成30年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
現金・預金	664,418	-	-
未収委託者報酬	349,684	-	-
未収運用受託報酬	11,763	-	-

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
未払手数料	88,501	-	-
その他未払金	9,418	-	-
関係会社未払金	4,093	-	-
未払費用	94,873	-	-

当事業年度（平成30年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
未払手数料	104,935	-	-
その他未払金	15,176	-	-
関係会社未払金	4,225	-	-
未払費用	127,777	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（注）	26,174	21,480	4,693
小計	26,174	21,480	4,693
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（注）	114,516	118,000	3,483
小計	114,516	118,000	3,483
合計	140,691	139,480	1,210

（注）取得原価の内訳

投資信託受益証券

139,480千円

当事業年度（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（注）	22,755	17,740	5,015
小計	22,755	17,740	5,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（注）	17,711	21,239	3,528
小計	17,711	21,239	3,528
合計	40,467	38,980	1,487

（注）取得原価の内訳

投資信託受益証券

38,980千円

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	11,842	1,945	603
合計	11,842	1,945	603

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	103,268	301	532
合計	103,268	301	532

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）3,915千円、当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）3,735千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成29年3月31日現在）	当事業年度 （平成30年3月31日現在）
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （千円） （繰延税金資産） 流動資産 賞与引当金 11,519 未払法定福利費 1,634 繰越欠損金 43,271 その他 329 計 56,754 固定資産 未払退職金 1,415 投資有価証券評価損 179 繰越欠損金 8,838 その他 270 計 10,704 繰延税金資産小計 67,458 評価性引当額 10,704 繰延税金資産合計 56,754 （繰延税金負債） 固定資産 その他有価証券評価差額金 421 繰延税金負債合計 421 繰延税金負債の純額 421	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （千円） （繰延税金資産） 流動資産 賞与引当金 10,792 未払法定福利費 888 繰越欠損金 - その他 452 計 12,132 固定資産 未払退職金 1,415 投資有価証券評価損 179 その他 265 計 1,860 繰延税金資産小計 13,993 評価性引当額 1,860 繰延税金資産合計 12,132 （繰延税金負債） 固定資産 その他有価証券評価差額金 514 繰延税金負債合計 514 繰延税金負債の純額 514
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 34.81% 住民税均等割 0.22% 評価性引当金額の減少 31.09% 欠損金の引継額 1.73% その他 0.18% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.40%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 34.81% 住民税均等割 0.43% 評価性引当金額の減少 3.97% その他 0.04% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.31%

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,900,640	47,224	29,152	1,977,017

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（２）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,970,325	15,833	24,669	2,010,828

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（２）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 66.6	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注１）	141,993	-	-
							短 期 的 な 資 金 移 動 （注２）	150,496	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

（注２）短期的な資金移動のため、利息は付しておりません。

当事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 66.6	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注１）	138,005	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

（２）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	ASTMAX INVESTMENT LTD.	ケイマン 諸島	70	投資会社	（所有） 直接 100.0	役員の派遣	子会社の清算 出資金の返還	57,930	-	-
							清算損	12,069	-	-

当事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

アストマックス株式会社（東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）	当事業年度 （自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）
1株当たり純資産額	14,822円11銭	11,157円23銭
1株当たり当期純利益金額又は当期 純損失金額（ ）	5,817円15銭	2,149円54銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額又は当期純損失金額（ ）	-	-
	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額について は、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額について は、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成29年３月31日現在）	当事業年度 （平成30年３月31日現在）
純資産の部の合計額	1,054,282千円	793,602千円
普通株式に係る期末の純資産額	1,054,282千円	793,602千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いら れた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

（注２）１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）	当事業年度 （自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）
当期純利益金額又は当期純損失金額 （ ）	413,768千円	152,894千円
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額（ ）	413,768千円	152,894千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（中間貸借対照表）

科目	第17期中間会計期間末 （平成30年9月30日現在）	
	金 額	
（資産の部）	千円	千円
流動資産		
1 現金・預金		575,893
2 前払費用		7,692
3 未収委託者報酬		376,075
4 未収運用受託報酬		11,184
5 金銭の信託		1,000
6 その他		11,279
流動資産合計		983,126
固定資産		
1 有形固定資産		9,193
(1) 建物	*1	3,258
(2) 器具備品	*1	5,935
2 無形固定資産		7,957
(1) ソフトウェア		6,845
(2) ソフトウェア仮勘定		1,112
3 投資その他の資産		46,624
(1) 投資有価証券		39,483
(2) 出資金		173
(3) 繰延税金資産		4,889
(4) その他		2,078
固定資産合計		63,776
資産合計		1,046,902
（負債の部）		
流動負債		
1 預り金		13,500
2 未払金		135,071
(1) 未払手数料	117,197	
(2) その他未払金	17,873	
3 関係会社未払金		4,300
4 未払費用		100,225
5 未払法人税等		39,987
6 未払消費税等		10,758
7 賞与引当金		12,816
8 前受金		6,003
流動負債合計		322,663
固定負債		
1 長期末払金		4,060
固定負債合計		4,060
負債合計		326,723
（純資産の部）		
株主資本		
1 資本金		95,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金	253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136	
資本剰余金合計		310,348
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	314,194	
利益剰余金合計		314,194
株主資本合計		719,542
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		636

評価・換算差額等合計		636
純 資 産 合 計		720,178
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,046,902

（中間損益計算書）

		第17期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)	
科目		金 額	
		千円	千円
営業収益			
1 委託者報酬			899,190
2 運用受託報酬			58,256
3 その他営業収益			1,005
営業収益計			958,452
営業費用			
1 支払手数料			227,577
2 広告宣伝費			25,321
3 調査費			229,369
(1) 調査費	13,814		
(2) 委託調査費	215,554		
4 委託計算費			43,376
5 振替投信費			3,047
6 営業雑経費			6,538
(1) 通信費	2,021		
(2) 印刷費	2,177		
(3) 諸会費	1,854		
(4) その他	484		
営業費用計			535,230
一般管理費			
1 給料			164,368
(1) 役員報酬	24,531		
(2) 給料・手当	125,922		
(3) 賞与引当金繰入額	12,816		
(4) その他報酬給料	1,098		
2 事務委託費			82,712
3 交際費			564
4 旅費交通費			5,762
5 租税公課			524
6 不動産賃借料			13,793
7 退職給付費用			2,160
8 福利厚生費			19,867
9 固定資産減価償却費	*1		2,209
10 諸経費			5,731
一般管理費計			297,695
営業利益			125,527
営業外収益			
1 受取配当金			95
2 投資有価証券評価益			106
3 業務受託収入			92
4 投資有価証券償還益			1,098
5 その他			39
営業外収益計			1,431
営業外費用			
1 為替差損			16
営業外費用計			16
経常利益			126,942
税引前中間純利益			126,942
法人税、住民税及び事業税			40,266
法人税等調整額			6,906
中間純利益			79,769

（中間株主資本等変動計算書）

第17期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	387,281	387,281
当中間期変動額						
剰余金の配当					152,856	152,856
中間純利益					79,769	79,769
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	73,086	73,086
当中間期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	314,194	314,194

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	792,629	972	972	793,602
当中間期変動額				
剰余金の配当	152,856			152,856
中間純利益	79,769			79,769
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		336	336	336
当中間期変動額合計	73,086	336	336	73,423
当中間期末残高	719,542	636	636	720,178

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品5～20年です。 （2）無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（中間貸借対照表関係）

第17期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)	
*1	有形固定資産の減価償却累計額は、25,277千円であります。

（中間損益計算書関係）

第17期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)							
*1	<table> <tr> <td>減価償却実施額</td><td></td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>1,421千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>788千円</td></tr> </table>	減価償却実施額		有形固定資産	1,421千円	無形固定資産	788千円
減価償却実施額							
有形固定資産	1,421千円						
無形固定資産	788千円						

（中間株主資本等変動計算書関係）

第17期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	152	2,149	平成30年 3 月31日	平成30年 6 月21日

（金融商品関係）

第17期中間会計期間末（平成30年 9 月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（（注）2を参照ください。）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金・預金	575,893	575,893	-
（２）未収委託者報酬	376,075	376,075	-
（３）未収運用受託報酬	11,184	11,184	-
（４）投資有価証券	39,452	39,452	-
資産計	1,002,606	1,002,606	-
（１）未払手数料	117,197	117,197	-
（２）その他未払金	17,873	17,873	-
（３）関係会社未払金	4,300	4,300	-
（４）未払費用	100,225	100,225	-
負債計	239,597	239,597	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、（３）関係会社未払金、（４）未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	30
出資金	173

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

（注）３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第17期中間会計期間末（平成30年9月30日現在）

1．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（注）	20,033	15,740	4,293
小計	20,033	15,740	4,293
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（注）	19,418	22,739	3,320
小計	19,418	22,739	3,320
合計	39,452	38,480	972

（注）1. 投資信託受益証券であります。

2. 匿名組合出資金（中間貸借対照表計上額 30千円）及び出資金（中間貸借対照表計上額 173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第17期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第17期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

第17期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
916,999	41,453	958,452

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	第17期中間会計期間 （自平成30年４月１日 至平成30年９月30日）
1株当たり純資産額	10,124円97銭
1株当たり中間純利益	1,121円47銭
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	-
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

（注１）１株当たり純資産の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第17期中間会計期間末 （平成30年９月30日現在）
純資産の部の合計額（千円）	720,178
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（千円）	720,178
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（株）	71,129

（注２）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第17期中間会計期間 （自平成30年４月１日 至平成30年９月30日）
中間純利益（千円）	79,769
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	79,769
普通株式の期中平均株式数（株）	71,129

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

平成30年9月末日現在、247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成30年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（資本金の額は平成30年9月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの形態等を記載をする場合があります。
- (2) 有価証券届出書「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に約款等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (7) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (8) 目論見書に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載することがあります。
- (9) 目論見書に最新の運用実績、運用状況を記載することがあります。
- (10) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLOSA長期保有型国際分散インデックスファンドの平成29年12月6日から平成30年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LOSA長期保有型国際分散インデックスファンドの平成30年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月14日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松崎雅則 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。